

熱中症に気をつけましょう



熱中症は必ずしも炎天下で無理に運動した時だけでなく、冷房のない暑い室内や車の中に長時間いるだけでも生じます。特に、乳児や高齢の人は気をつけてください。

☎ 消防署 ☎ (92) 1311

熱中症とは

暑さや熱によって体に障害が起きることを「熱中症」といいます。熱中症は、その原因や症状、程度によって「日射病」、「熱けいれん」や「熱疲労」など様々な呼び方をされていますが、厳密に区別することが難しく、ひとまとめにして熱中症と呼ぶことが多くなっています。

重症の熱中症は緊急を要する危険な状態で、毎年多くの人が熱中症で亡くなっています。

熱中症の症状

- 手足の筋肉に痛みが生じたり、筋肉が勝手に収縮
- 体がだるい、吐き気、頭痛やめまい、立ちくらみ
- 頭がボーッとして注意力が散漫になる
- 意味不明な言動がみられれば危険な状態

119番が必要なとき

頭痛、吐き気、嘔吐、注意力の散漫などがある場合には、速やかに、医療機関を受診しましょう。意識がもうろうとしていたり、体温が極端に高かったりする場合には、すぐに119番通報をしてください。

応急手当の方法

- 風通しの良い日陰や冷房の効いている場所に移動させます。
- 衣服を脱がせ、うちわや扇風機で風を当て、体の熱をとります。
- 汗をかいていないようであれば、皮膚にぬるい水をかけ、濡らしながら風を当てます。
※氷のうを、首、脇の下、太ももの付け根などに当てると冷却の助けになります。
- 経口補水液やスポーツドリンクを飲ませましょう。
※自分で水が飲めない場合は、無理に飲ませてはいけません。



令和2年度 情報公開・個人情報保護制度の運用状況

☎ 総務課 ☎ (93) 1113

富里市情報公開制度

市では、情報を広く公開することで多くの皆さんに市政への理解と信頼を深めてもらうため、「富里市情報公開条例」に基づいて、市が保有している公文書などの公開を実施しています。

請求・開示などの実施状況

令和2年度の公文書開示請求件数は32件で、内訳は下表のとおりです。なお、部分開示になった文書は、個人のプライバシーや法人に関する情報が含まれていたものでした。

情報公開制度に基づく請求・開示などの処理状況

| 請求年度 | 請求件数 | 開示請求に対する決定 | | | | | 合計 |
|------|------|------------|------|-------|-------|----|----|
| | | 全部開示 | 部分開示 | 非開示決定 | | | |
| | | | | 非開示 | 不存在など | 小計 | |
| 2 | 32 | 16 | 16 | 1 | 8 | 9 | 41 |
| 元 | 46 | 23 | 17 | 4 | 13 | 17 | 57 |
| 30 | 70 | 28 | 26 | 5 | 30 | 35 | 89 |

※請求1件につき、2つ以上の決定を行ったものが含まれるため、決定の合計と請求件数が一致しない場合があります。

個人情報保護制度に基づく請求・開示などの実施状況

市が保有する個人情報、「富里市個人情報保護条例」で保護され、本人に限り、開示、訂正、消去、利用停止の請求をすることができます。令和2年度は、20件の開示請求と1件の訂正請求がありました。

情報公開及び個人情報保護審査会

公文書の非開示決定などに対して、行政不服審査法に基づく審査請求があったときに、実施機関の諮問に応じて審査する機関として、「富里市情報公開及び個人情報保護審査会」を設置しています。

▼ 審査会の構成

任期…令和3年9月30日まで

【会長】西口 元 (弁護士、大学教授、元裁判官)

【副会長】高谷 正敏 (民生委員)

【委員】菊地 秀樹 (弁護士)

本橋 幸子 (行政相談委員)

宮内 夏海 (税理士)

<敬称略>